

資料  
〔翻訳〕

## 1681年フランス海事王令試訳（1）

箱井崇史・訳

訳者はしがき

本稿は、フランスにおける1681年8月の海事王令<sup>(1)</sup>（いわゆるルイ14世の海事王令）の試訳である。翻訳のテキストには、J. M. Pardessus, *Collection de Lois maritimes antérieures au XVIII<sup>e</sup> Siècle*, t. 4, 1837, pp. 325 et s. を用いた。海事王令は、全5編で構成され、700箇条を超える大法典であり、試訳は連載によって順次公表していきたい<sup>(2)</sup>。

この海事王令の重要性については、内外の文献に夙に指摘されてきたところであり、わが国の先覚は、「ルイ第十四世在世中作られたる幾多の法律中最も顯著にして広大なる内容を有し、海事公法並に海事私法を包含し、当時欧州全土に涉りて大なる権威として賞賛せられ、多数の国家（白、蘭、西、普、瑞典等）に依りて模倣せられたるものである、蓋し海商法最初の法典としては頗る完備したものであらう。本條例（本王令—筆者注）は五章に分類され、頗る抽象的に且包括的な題名を有し、近世の法規編纂の嚆矢と謂うも過言でなからう」と評されて<sup>(3)</sup>いる。訳者が改めて述べるまでもないから、ここではこの一文を引用するにとどめる。

本試訳には、翻訳として示しておく必要があると判断した最小限の事項だけを訳注として付した。なにぶん17世紀の法典であり、アンシャン・レジーム期の司

(1) Ordonnance touchant la marine du mois d'août 1681.

(2) さしあたり、第3編までを2回の連載で公表したい。その後、第4編と第5編を第3回として完結したいと考えている。

(3) 『現代外國法典叢書(20) 佛蘭西商法(II)』復刊版(1957年・有斐閣)10頁〔烏賀陽然良執筆〕。引用にあたり旧字を新字に改め、またルイに付されていた「」を省いた。

法制度・行政制度や当時の航海などの理解が前提となるので、翻訳作業もときには解説というに近い苦勞があった。いずれこれら関連の研究成果を何らかの形で公表したいと考えており、<sup>(4)</sup> 制度の説明などはその機会に譲りたい。また、訳文に原語を示すことはまったくしておらず、紙幅の都合で対訳での掲載も困難であるから、ぜひとも原文を参照いただきたい。海事王令は、ナポレオン商法典 (1807 年) の洗練された法文と比較して、中世の慣習法の名残を多くとどめているが、訳文にこれを反映させることもなかなか困難であった。あわせて、この点も原文で味わっていただきたいと思う。

訳文中、〔 〕内は訳者が補ったものである。また、各条文番号に添えた [001] からの数字は、<sup>(5)</sup> 参照の便宜のため全条文の通し番号として訳者が付したものである。海事王令の条文には同義語の列挙や繰り返しが<sup>(6)</sup> 多いが、特に意味があると思われるもののほか、無理して訳し分けることはしなかった。さらに、各条文は、国王が命じる形をとっているが、隠れた主語である「朕」は補っていない。また、「朕の」にあたる箇所は「国王の」などと訳している。訳語の選択について一言すれば、アンシャン・レジーム期の機関名や官職名などについては既存の訳語を尊重することを原則としつつ、原語の意味にできるだけ近い、そして海事王令の全条文における統一性が保たれる訳語をあてるよう心がけた。翻訳にあたっては、内外の関連文献によって各条文の理解に努めたが、<sup>(7)</sup> なお訳者の誤解や理解の不十分による誤りも残されているものと思う。訳者自身による今後の研究によっても修正を図っていきたいが、読者各位の忌憚のないご意見をいただきたく、あえて試訳として公表するものである。

最後に、最終稿に目を通していただいた中村眞澄先生、中村紘一先生をはじ

(4) 訳者および訳者の参加する研究会のメンバーによるテーマごとの研究報告を予定している。

(5) 海事王令は、各章が第1条から始まる体裁をとっており、通し番号は存在しない。通し番号は翻訳作業に不可欠であったが、注記などでの参照にも便宜であろうと考え残しておくことにした。

(6) その場合、必要に応じて注記において断りを入れた。海事王令では、たとえば地中海地方の表現と大西洋地方の表現を並列したり、日常文のように同義語での言い換えをしている箇所がとても多い。

(7) 文献については、今後の個別的研究においてテーマごとに示すこととしたい。なお、注釈書としては、① *Ordonnance de la Marine, Du mois d'Aoust 1681, Commentée & Conferée sur les anciennes Ordonnances, le Droit Romain, & les nouveaux Règlements*, 1714. (匿名出版) および② René-Josué Valin, *Nouveau Commentaire sur l'Ordonnance de la Marine, Du Mois d'Août 1681*, tome 1 et 2, 1760. を参照した。注記に際しては、①を L'auteur anonyme、②を Valin と表記して引用する。

め、翻訳作業においてご教示・ご協力をいただいた方々にお礼を申し上げたい。  
また、訳者にとって無謀とも思えたこの翻訳作業にあたり、最終的に背中を押して下さった同攻の大先輩である韓国高麗大学の蔡利植教授に特に感謝の意を表したい。<sup>(8)</sup>

【付記】 本稿は、2005年度早稲田大学特定課題研究助成費による助成を得た研究成果の一部である。

---

(8) 蔡利植教授がハングル訳を計画されたことに触発されて、この困難な邦訳作業に取り組むことになった。2005年12月にソウルで本稿のワープロ原稿を差し上げたところ、先生の訳書である「フランス海事王令とナポレオン商法典海商編 (表題・本文はともにハングル語)」(2005年・Korea University Press 刊) を頂戴した。

## 1681年 8 月の海事に関する王令

### 第 1 編 海事裁判所〔アミロテ\*〕の官職者とその管轄

#### 第 1 章 提 督

第 1 条 [001] すべての海事裁判所は、提督の名において裁判する。

第 2 条 [002] 海事総裁判所および海事個別裁判所の代行官、評定官、国王弁護士および国王代訴官、書記、役吏\*\*の官職への選任権は提督に属する。ただし、いずれも国王の辞令を受けた後でなければ職務を執行することができない。

第 3 条 [003] 軍装船舶\*\*\* または商船の船長に船舶許可証、外国船舶許可証、軍装船舶許可証および敵国船舶通行許可証を与える権限も、また提督に属する。

第 4 条 [004] 〔提督は、〕港における通訳員および埠頭長の必要員数を定めることができる。埠頭長を置かない場合は、必要に応じて、航海船の底荷の積込みおよび取出し、ならびに、灯台、浮標および航路標識の維持管理を監督するに適した者を任命することができる。

---

\* アミロテ (Admirauté=Amirauté) は、国王裁判所 (la justice royale) に属する例外裁判所・専門裁判所の一つといえるが、司法と行政が未分離のアンシャンレジーム期において海事司法と海事行政の双方を担当していた (cf. Philippe Sueur, *Histoire du droit public français XV<sup>e</sup> - XVIII<sup>e</sup> siècle*, tome 2, 1989, pp. 234 et s.)。本試訳中では、les sièges d'Amirauté を「海事裁判所」と訳すことを基本としたうえで (第 1 章 1 条参照)、単体での Amirauté についても同義と解して「海事裁判所」と訳した。

\*\* ここでは、Huissiers et Sergens をあわせて「役吏」と訳した。これらは廷吏、執達吏、執行吏などの役割を担ったが、裁判所によっても名称や職務内容が異なっている。本試訳中では、この訳語を基本としつつ、出現場面にあわせて具体的な訳語をあてた。

\*\*\* 原文の *Vaissaux equipez en Guerre* には、軍艦および軍装した商船が含まれる。たんに自衛のために武装した船舶は含まれないものとみて、さしあたり軍装船舶と訳した。なお、船長の語については、第 2 編 1 章表題の注を参照。

第5条 [005] 〔提督は、〕王国の港、海岸および投錨地をみずから視察し、または、適当な者に視察させることができる。

第6条 [006] 〔提督は、〕国王の命令に基づき、王国海軍本隊を指揮する。

第7条 [007] 提督の乗船する船舶は主檣に白色方形旗を掲げ、4つの標識灯を備える。

第8条 [008] 提督が国王の近くにあるときは、国王が海軍に発する命令は提督に伝達される。

第9条 [009] 海上または海岸において、許可を受けたフランス船舶によって取得されたすべての捕獲物の10分の1は提督に帰属する。身代金の10分の1も同じとする。

第10条 [010] 海事個別裁判所に収受された罰金のすべて、および、大理石卓裁判所\*において宣告された罰金の半分についても同じく提督に帰属する。

第11条 [011] 〔提督は、〕碇泊税、浮標税および航路標識税について、ならびに、本王令〔第4編9章〕に定める場合には、海底から引き上げられ、または、陸に打ち上げられた財産の3分の1について、その収受権を有する。

第12条 [012] 〔提督は、〕各海事裁判所に、船舶許可証の交付および税の徴収のために、収税吏たる代訴人を選任することができる。

第13条 [013] すべての州総督、総代行官、現地個別司令官および他の軍士官は、海上に出るためのいかなる船舶許可証、外国船舶許可証および敵国船舶通行許可証も、これを交付してはならない。すべての貴族および領主はその領地で提督を自称し、または、自任してはならず、これを名目にしていかなる税も要求し

---

\* 海事裁判所は、大理石卓裁判所 (les tribunaux de la Table de Marbre) の一つに分類される。本王令で「大理石卓」という場合は、高等法院に付置された海事総裁判所 (les Sièges généraux de l'Amirauté) と同義である (Philippe Sueur, *op. cit.*, p. 238.). 本稿では、原語を尊重して「大理石卓裁判所」と訳し分けた。なお、あわせて [026] の注を参照。

てはならない。また、提督の職務を何ら侵害してはならない。

**第14条** [014] 加えて、副提督ほか海軍将官、海軍佐官、海軍尉官および海軍水先官\*、港長および港湾公安官、沿岸警備官、会計官、受任官、総監査官および監査官、倉庫警備官、ならびに、海軍に従事する他の士官および財務官一般については、その選任権を国王に留保し、王国艦船の建造および修繕、倉庫および海上武装のためのすべての物品および補給品の購入、海軍財務官によるすべての支出報告書の確認に関するすべての事項を国王に留保することを宣言する。

## 第 2 章 海事裁判所裁判官の管轄権限

**第 1 条** [015] 海事裁判所裁判官は、船舶の建造、船具、武器、食糧および乗組員・艀装品\*\*、ならびに、船舶の売買および競売に関するすべてにつき、特権保持者であるか、フランス人であるか外国人であるか、いずれが原告であるか被告であるかの性質のいかに問わず、すべての者の間において、他の裁判官に対して排他的な管轄権を有する。

**第 2 条** [016] [海事裁判所裁判官は、] 傭船契約、船荷証券、運送貨・傭船料\*\*\*、水夫の雇入契約、賃金、および、船長の命令により船舶の乗組員である水夫の食事として提供される食糧、ならびに、保険契約、冒険貸借契約、総じて海事商取引に関するすべての契約について、これと異なる当事者のあらゆる合意および特権にかかわらず、管轄権を有する。

\* ここまで、原文では、Vice-Admiraux, Lieutenans Generaux, et Chefs d'Escadre; des Capitaines, Lieutenans, Enseignes et Pilotes de nos Vaisseaux, Frégates et Blûlots と列挙されている。まず、Capitaines des Vaisseaux は海軍大佐、Capitaines des Frégates は海軍中佐、Lieutenans des Vaisseaux は海軍大尉、Enseignes des Vaisseaux は海軍中尉ないし少尉に相当する（現海軍もこうした用語を踏襲している）。海軍軍人および文官の人事権などを（提督ではなく）国王に留保するという本条の趣旨から、Capitaines 以降は海軍佐官および尉官の階級を広く含むものと解した。また、Vice-Admiraux は、現在では海軍中将（Vice-amiral d'escadre; 海軍少将が Vice-Amiral）に相当するが、この場合に海軍大将をいう Admiral（=Amiral）を提督と訳しているの、ここでは「副提督」の訳語をあて、同様に「ほか海軍将官」と広く訳した。

\*\* 船具以下の原文は、les Agrez et Apparaux, Armement, Avictuellement et Equipement, (...) des Vaisseaux である。les Agrez et Apparaux は同義で索具などの船具を意味する。Armement はこの場合、艀装ではなく武器であり、Equipement には乗組員と艀装品の双方が含まれている（v. L'auteur anonyme, p. 16.）。

\*\*\* 本条が列挙する傭船契約（chartes-parties, affretemens ou nolissemens）、船荷証券

第3条 [017] 〔海事裁判所裁判官は、〕海上でなされた捕獲、海難\*、投荷および分担、船舶およびその積荷である運送品に生じた海損および損害について、ならびに、海上死亡者により船舶内に残された財産の目録作成および引渡しについて、また管轄権を有する。

第4条 [018] 〔海事裁判所裁判官は、〕さらに、船舶許可税、3分の1税、10分の1税、航路標識税、碇泊税および提督に帰属するその他の諸税について、ならびに、漁場もしくは魚、運送品もしくは出入港する船舶に関して、海に隣在する領主もしくは他の個人によって提起され、または、主張されることのすべてについて、管轄権を有する。

第5条 [019] 海上、潟および河口で行われる漁業に関する管轄権も海事裁判所裁判官に属する。養魚場、漁網の品質、および、船上、海岸または港で行われる魚の売買に関する管轄権についても同じとする。

第6条 [020] 航海船によって養魚場に加えられた損害は、可航河川におけるときでも同じく海事裁判所裁判官の管轄に属し、船舶が受けた損害についてもこれが管轄権を有する。ただし、これと異なる規則、権原または〔権利等の〕保有がある場合はこの限りでない。

第7条 [021] 〔海事裁判所裁判官は、〕埠頭、堤防、防波堤、防御柵その他の海の脅威に対する工作物に生じた損害についてまた管轄権を有し、港および投錨地が水深と清掃について確保されることを監督する。

第8条 [022] 〔海事裁判所裁判官は、〕溺死体の引き上げを行い、海中、海岸または港で発見された死体の状態に関する調書を作成する。可航河川における船舶を運航する船員の水没の場合も同じとする。

---

(connoissemens ou polices de chargement) および運送貨・備船料 (fret ou nolis) については、それぞれ第3編1章(備船契約)、2章(船荷証券)、3章(運送貨・備船料)表題の注を参照。

\* 原文は、des Bris, Naufrages et Echotiemens であるが、ここでは同義と解して「海難」の一語で訳した(第4編9章表題の注を参照)。ただし、個別に出現したときは、各条の趣旨に応じて別の訳語をあてたところもある。

**第9条** [023]〔海事裁判所裁判官は、〕沿岸警備義務に従うべき住民の装備点検に立ち会い、また、沿岸警備に際して生じた紛争に管轄権を有する。沿岸警備を行う者による犯罪は、この者が軍の下にある場合であっても管轄権を有する。

**第10条** [024]〔海事裁判所裁判官は、〕同じく、海賊行為、掠奪行為および乗組員の逃亡、ならびに、海上、港、海岸におけるすべての犯罪一般について管轄権を有する。

**第11条** [025]〔海事裁判所裁判官は、〕その地に〔同職者団体の〕親方衆がある場合、船大工、塙隙職人、製網職人、帆掛職人、製帆職人、その他航海船の建造およびその船具の製作に専ら従事する職工の親方を承認する。また、これらの者がその職業に関連して犯した不正行為について管轄権を有する。

**第12条** [026] 海事裁判所の官職者の管轄に属する犯罪について平民に与えられた特赦状は、高等法院の管轄に直接に属する\* 海事裁判所に提出され、判断される。

**第13条** [027] 大理石卓裁判所である海事総裁判所の官職者は、その地に海事個別裁判所が存在しない場合には、本王令に定める事項について刑事・民事を問わず、第一審として管轄権を有する。また、施体刑を科す必要がない場合、〔刑事事件の〕控訴審としての管轄権を有する。施体刑を科す必要がある場合は、1670年の〔刑事（訴訟）〕王令に従う\*\*。

**第14条** [028]〔海事総裁判所の官職者は、〕第一審における要点判決または中間判決の控訴により訴訟を受理した場合、訴額が3000リーヴルを超える事件を第一審裁判官から取り上げることができる。

---

\* 海事総裁判所（＝大理石卓）は、1681年当時はパリとルアンの2カ所だけに置かれていた。そのため、海事個別裁判所は、これらの海事総裁判所の管轄に属するものと、各地の高等法院の管轄に直接に属するものとに区別される（次条を参照）。すなわち、本条にいう高等法院の管轄に直接に属する海事裁判所（Sieges d'Admirauté, ressortissants niement en nos Cours de Parlement）には、2つの海事総裁判所と、これらの管轄下でない海事個別裁判所とがある。

\*\* この場合、1670年の刑事（訴訟）王令第26章1条により、直接に高等法院が管轄権を有していた。

**第15条** [029] すべてのプレヴォ、シャトラン、ヴィギエ、バイイ、セネシャル、上座裁判所その他の通常裁判所裁判官、商事裁判官および〔契約当事者の〕約定による〔裁判所の〕裁判官、王宮訴願審理部および司法官訴願審理部の担当官に対して、ならびに、大顧問会議に対して、以上に掲げた事件およびその関連事項について管轄することを禁じる。高等法院は、これらを第一審として管轄してはならない。それゆえ、すべての海上商人およびその他の者は、ここで訴訟手続きを行ってはならない。これに違反したときは、裁量的罰金を課する。

### 第 3 章 海事裁判所の代行官、評定官、国王弁護士および国王代訴官

**第 1 条** [030] 海事総裁判所および海事個別裁判所の代行官、評定官、ならびに、国王弁護士および国王代訴官は、〔法学士の〕学位を受け、諸王令に定める期間につき弁護士会に所属し、総裁判所の代行官については27歳、他の裁判所の代行官、ならびに、国王弁護士および国王代訴官については25歳に達するのでなければ選任されない。

**第 2 条** [031] 高等法院の管轄に直接に属する〔海事〕裁判所の総代行官および個別代行官、評定官ならびに国王弁護士および国王代訴官は高等法院において選任され、〔大理石卓裁判所の管轄に属する海事〕個別裁判所の代行官、ならびに、国王弁護士および国王代訴官は大理石卓裁判所において選任される。

**第 3 条** [032] 大理石卓裁判所の代行官、評定官、国王弁護士および国王代訴官は、その任地を管轄する高等法院の司法官訴願審理部において訴訟を提起する〔特権としての〕権利を有する。〔海事〕個別裁判所のこれら〔の官職者〕は、バイイ裁判所およびセネシャル裁判所において〔訴訟を提起する権利を有する〕。また、他の国王裁判所裁判官と同じく、その管轄に属する事項に関する高等法院の判決および尚書局の令状を執行することができる。

**第 4 条** [033] 総代行官または主任代行官が不在、疾病または忌避〔により職務を行えない〕場合、個別代行官が審理を行い、必要な文書を作成する。総代行官または主任代行官は、その職務を弁護士に委ねて個別代行官または評定官を害してはならない。

**第 5 条** [034] 海事裁判所の国王代訴官は、その管轄に属する犯罪を継続して捜査し、これについて代訴官長に通知しなければならない。これに違反したとき

は、初回は停職とし、再度であれば〔官職を〕剥奪する。

**第 6 条** [035] 〔海事裁判所の国王代訴官は、〕国王、公衆、未成年者または不在者に関係するすべての事件について趣意申立てを行い、必要な場合には、弁護士および実務家に優先して、〔法〕学士としてその他の事件の判決に関与する。

**第 7 条** [036] 〔海事裁判所の国王代訴官は、〕通告を受けた上訴、および、国王、提督または公衆に関係する判決について、毎月、報告書を作成しなければならない。この報告書は、審理覚書とともに遅滞なく上訴を管轄する裁判所および院の国王代訴官に送付しなければならない。

**第 8 条** [037] 〔海事裁判所の国王代訴官は、〕4つの記録簿を保有し、第1の記録簿には、予備的または確定的な申立趣意を記載する。第2〔の記録簿〕は、すべての海難および総じて海または海岸で発見されたすべての漂着物、ならびに、売却、競落判決または差押えの取消しおよび海難に際して支出された費用の明細書〔を記録する〕。第3〔の記録簿〕は、その趣意申立に基づいて収受された罰金の目録、碇泊税、漁業権、漂着物取得権その他に関して通知を受けた権原の記録表、その手中に提起された異議申立て、および、外国人に発せられた呼出状〔を記録する〕。そして、第4〔の記録簿〕は、告発状を記載する。これには、告発人が署名できればこの者に署名させ、そうでなければ告発人の代訴人に署名させる。

**第 9 条** [038] 海事裁判所のすべての官職者は、漁師、海事従事者および商人に対して、魚または他の商品を要求してはならず、また、税の支払いを名目として受領してはならない。これに違反したときは、停職および500リーヴル\*の罰金を課する。

**第10条** [039] 同じく、海事裁判所のすべての官職者は、直接に、または、同僚もしくは仲介者による間接に、浮標税、航路標識税、碇泊税およびその管轄に属するその他の税のいかなる部分も領得してはならない。これに違反したときは職務を剥奪し、1000リーヴルの罰金を課する。

---

\* 判決書等の文書では金額はドゥニエ、ソル (12ドゥニエ)、リーヴル (20ソル) で表記することとされていた (1667年の民事 (訴訟) 王令第27章18条)。いわゆるリーヴル・パリジ (livre parisi = 25ソル) を用いないこととして統一を図った。

## 第4章 書記

第1条 [040] 〔海事〕 総裁判所および個別裁判所の書記は25歳以上でなければならず、身上、素行および宗教の調査を経た後に選任される。

第2条 [041] 書記が書記課の職務を開始する前に、代行官は、国王弁護士または国王代訴官の面前で、書記課に置かれるすべての記録簿、正本および書類について目録または照合簿を作成する。

第3条 [042] 調書正本、目録、証人尋問調書\*、照合簿、申告書、および、他の同種の文書は、書記または裁判所で宣誓したその補助者によって記載される。書記は裁判官の命令によるのでなければその職務を離れることができない。これに違反したときは、裁量的罰金および当事者への損害賠償金を課し、さらに停職とする。

第4条 [043] 〔書記は、〕 みずから交付する書類の下端に官職者のエпис料および謝礼金ならびに書記課の税を記載しなければならない。これに違反したときは、2倍の弁償金および50リーヴルの罰金を課する。

第5条 [044] 書記には、裁判官が番号を付し一葉ごとに略署名した7つの記録簿を備え置き、これにあらゆる文書を連続して余白なく記入することを命じる。これに違反したときは、500リーヴルの罰金を課し、必要があれば見せしめ刑を科する。

第6条 [045] 第1の記録簿は法廷事件について、また、第2の記録簿は書面審理による判決について記録する。

第7条 [046] 第3の記録簿は、〔特定事項の〕 王令、王宣、王令、裁決、官職者の辞令、親任状および任命状、ならびに、船長および水先人の選任、商船または漁船に何らかの権利を有する者の権原を記録する。

---

\* Enquestes と Informations をあわせて証人尋問調書と訳した。なお、1667年の民事（訴訟）王令第22章および1670年の刑事（訴訟）王令第6章を参照。

**第 8 条** [047] 第 4 の記録簿は、船舶許可証を記録し、また、第 5 の記録簿は、船長の航海報告、および、捕獲、海難、漂着物に関する届出、ならびに、これらに関して作成したあらゆる文書を記録する。

**第 9 条** [048] 第 6 の記録簿は、提出された訴訟書類および書記課に供託されたすべてのものの保管について記録する。

**第 10 条** [049] 第 7 の記録簿は、裁判所の管轄区域内にある船長、水夫、漁師および海事従事者の名簿を含み、管轄区域内に居住する市民に属する船舶の数、積量および製造所を記録する。

**第 11 条** [050] 書記は、裁判官の命令によるのでなければ、捕獲または遭難した船舶内から発見した備船契約書、船荷証券、書簡およびその他の書類を開示してはならず、また、捕獲および遭難に関する調書、証人尋問調書、当事者尋問調書およびその他の手続記録、ならびに、秘密の証拠を開示してはならない。これに違反したときは、300リーヴルの罰金を課し、当事者に対して特別に生じた損害を含めた損害賠償の制裁を課する。

**第 12 条** [051] [書記は、] 毎年始めに、当該海事裁判所の控訴審を管轄する裁判所の書記課に対して刑事記録簿の抄本を送付し、かつ、国王代訴官に対してその意見を述べなければならない。

**第 13 条** [052] [書記は、] また、提督収税吏に対して 6 月ごとに、裁判所に納付された罰金の目録を提出しなければならない。

**第 14 条** [053] 書記はまた、書記課の最も見やすい場所に、各文書の税額を記載した一覧表を掲げなければならない。

**第 15 条** [054] 職務から離れる書記、その未亡人および相続人は、その後、担当していた記録簿、正本およびその他の文書を書記課に返還しなければならない。そのために、身体拘束をも含むあらゆる強制を受けることがある。

## 第 5 章 海事裁判所の廷吏、検査吏およびその他の役吏

**第 1 条** [055] 海事裁判所の廷吏、検査吏およびその他の役吏は、25歳に達し

なければ選任されず、その職務遂行に関する王令の諸条文の試験を受け、ならびに、身上、素行および宗教の事前審査を受けなければならない。かつ、300リーヴル〔までの〕の保証人を立てなければならない。保証人は代行官の立ち会いの下で国王代訴官がこれを受理する。

**第2条** [056] 検査吏は、船舶の入港および出港に際してただちに船舶の検査を行い、その検査調書を船長に交付しなければならない。これに違反したときは、遅延から生じるすべての費用および損害賠償金を負担する。

**第3条** [057] 〔検査吏は、〕検査に際しては、船舶が積み込む運送品、その乗組員および旅客の何たるかを観察し、また、船舶の入港または出港の日、および、支払いを受けたその報酬を検査調書に記載しなければならない。

**第4条** [058] 〔検査吏は、〕裁判所代行官が番号を付し一葉ごとに略署名した記録簿を備え置き、これに船舶検査調書の概要を記載する。記録簿は毎年末に裁判官によって閉鎖される。

**第5条** [059] 〔検査吏は、〕掠奪品または非合法の運送品の運送を防止し、これらを押収し、事実を裁判官に報告しなければならない。これに違反したときは、300リーヴルの罰金を課し、かつ、見せしめ刑を科する。

**第6条** [060] 〔検査吏は、〕適正に登録された提督の船舶許可証なくして船長が発航し、または、航海報告をしないで荷揚げを行うことを防止する。

**第7条** [061] 船長はその船舶の検査を受けなければならない。これに違反したときは裁量的罰金を課する。

## 第6章 提督収税吏

**第1条** [062] 提督収税吏は、その任命状を選任されるべき海事裁判所の書記課に登録し、同裁判所に対して宣誓しなければならない。

**第2条** [063] 提督収税吏は、裁判官が番号を付し略署名した記録簿を調製しなければならない。記録簿には船舶許可証を記録する。

**第 3 条** [064] 提督収税吏は、国王代訴官の差配により、海難から救助された財産の目録または敵から捕獲した財産の目録を調製する。ただし、当該救助について何らの権利も主張することができない。

**第 4 条** [065] 提督収税吏は、海難から救助した財産または捕獲により取得した財産、および、提督が利益を有するすべての財産の受戻申請につき通知を受ける。

**第 5 条** [066] 提督収税吏には、午前 8 時から 11 時までの間および午後 2 時から 5 時までの間、事務所を開くこと、船舶許可証および外国船舶許可証を交付するために毎日事務所にあること、ならびに、交付する各許可証の下端に受領する税額を記載することを命じる。これに違反したときは、50 リーヴルの罰金を課し、これはその地にある救貧院に与える。

## 第 7 章 通訳員および〔外国〕船長の取引仲立人

**第 1 条** [067] 通訳員は、嘱任状をその任地の裁判所に登録し、かつ、裁判所代行官の面前でその能力を試し、宣誓をしなければ、その職務を行うことができない。

**第 2 条** [068] 〔通訳員は、〕海事裁判所においては、他の者に対して独占して、届出書、傭船契約書、船荷証券、契約書および翻訳を必要とするすべての文書を翻訳する。

**第 3 条** [069] また、〔通訳員は、〕船長、商人、船舶乗組員その他の海事従事者である外国人の通訳を行う。

**第 4 条** [070] 翻訳は、当事者が通訳員の〔選任に〕合意をしている場合、および、通訳員が裁判官により指名された場合のみ証明力を有する。

**第 5 条** [071] 〔当事者の〕合意または〔裁判官の〕指名による通訳員は、翻訳を命じられた文書を、あらかじめ裁判官の略署名を受けた後に書記課において引き受けるものとし、定められた期間内にこれを翻訳とともに返還しなければならず、所定の報酬より多くを請求することはできない。

**第6条** [072]〔通訳員は、〕外国人商人をその商取引の業務において仲立人として補助することができる。

**第7条** [073] 何人も、その能力と誠実さについてその地の著名な4人の商人が与える証明書に基づき裁判所書記課に登録されるのでなければ、〔外国〕船長の取引仲立人の職務を行うことができない。

**第8条** [074] 通訳員および取引仲立人は、海事裁判所代行官により番号を付し一葉ごとに略署名された帳簿を備え、担当する船長の氏名および船舶の名称、その到着日、船舶の積量および積荷、支払うべき税金と海損の一覧表、ならびに、受領した手数料をこれに記載しなければならない。違反があれば停職とする。また、すべて船長による確認と帳簿への署名を受けるものとする。

**第9条** [075] 通訳員および取引仲立人は、その報告書に、実際に支払ったものより多くの税額を記載してはならない。また、法的に認められた手数料と異なるものを、たとえ特別手当を名目にしても、自己が補助する船長に支払わせ、また、受け取ってはならない。これに違反したときは、その返還および裁量的罰金を課する。

**第10条** [076]〔取引仲立人は、〕担当する船長のために書記課またはその受領のために設置された事務所に必要な届出を行わなければならない。これに違反したときは、その不履行に起因して船長に対して課せられる制裁を自己の名において負担しなければならない。

**第11条** [077] 取引仲立人および通訳員が、投錨地、運河または可航河川において、適任者を選択できる船長または商人を勧誘するために船舶を待ち受けることを、30リーヴルの罰金をもって禁止する。

**第12条** [078]〔取引仲立人および通訳員は、〕その任地に住所を置かなければならない。これに違反したときは、職務を剥奪する。

**第13条** [079] 通訳員および取引仲立人は、自己の計算で取引を行ってはならず、かつ、顧客である船長からいかなる物品も買い入れてはならない。これに違反したときは、商品を没収し、裁量的罰金を課する。

第14条 [080] みずから行為しようとする船長または商人は、通訳員または取引仲立人を利用する義務を負わない。

第15条 [081] 取引仲立人および通訳員は、自己の居住地の港に到着した運送品および食料品の値付けをしてはならない。これに違反したときは、見せしめ刑を科する。

## 第 8 章 航海学教授

第 1 条 [082] 王国の最も重要な海港諸市に、航海術を公に教授するために航海学教授を置く。

第 2 条 [083] 航海学教授は、素描の技能を備えるものとし、学生に対して、港、海岸、山、樹木、塔、その他港や投錨地への目印となるべきものを描写できるように、また、彼らが発見した土地の地図を作製できるよう教授する。

第 3 条 [084] 航海学校は、少なくとも毎週 4 日開校しなければならず、学校には地図、海図、地球儀、天球儀、羅針儀、天体観測機器\*、ならびに、その他航海技術に必要な器具および書籍を備えなければならない。

第 4 条 [085] 航海学校の置かれた各市の救貧院長は、そこに収容される子供から毎年 2 名または 3 名を航海学校の学習に派遣し、これらの者に航海を学ぶために必要な書籍および器具を提供しなければならない。

第 5 条 [086] 航海学教授は、その選任された地の海事裁判所書記課に提出された航海日誌を慎重に検査し、航路を誤った水先人の面前でこれを是正する。

第 6 条 [087] [航海学教授は、] 裁判所書記から貸し出された航海日誌を 1 月を超えて留めおくことはできず、違反があれば停職とする。書記は無償で航海日誌を貸し出すものとする。

第 7 条 [088] 現に教育に従事している航海学教授には、沿岸警備、施設管理

---

\* 原文では、Arbalestes と Astrolables が並ぶが、いずれも高度を観測する天体観測器具 (instruments d'astronomie, servans à prendre hauteur) であるという以上には区別しえなかった (v. L'auteur anonyme, p. 68.)。

その他すべての公役務を免除する。

**第8条** [089]〔航海学教授は、〕提督または賃金を支払う市長もしくは市参審員の許可を得ることなく、その任地を不在にしてはならない。これに違反したときは、賃金を剥奪する。

## 第9章 外国にあるフランス国民団の領事

**第1条** [090] 何人も外国において、国王の任命状を受けることなく在留フランス国民団の領事を称してはならない。任命状は、30歳〔以上〕の者にのみ与えられる。

**第2条** [091] 領事が欠けたときは、国王により後任が派遣されるまで、現職の最古参の在留国民代表\*が領事の職務を行う。

**第3条** [092] エシエル・デュ・ルヴァン〔(レヴァント)〕と呼ばれる、大領主国〔(スルタンのトルコ)〕の都市および商業地、その他地中海の諸地域においては、領事任命王状を得た者は、その任地の〔フランス人〕商人集会で公告され、領事館書記課、海事裁判所書記課およびマルセイユ市商務部書記課に登録され、その辞令に記載された指示に従って宣誓する。

**第4条** [093] 商取引および在留国民の一般的事項について領事が開催する在留国民集會に、その地にあるすべてのフランス人たる商人および船長を招集することを、領事に命じる。これらの者はこの集會に参加する義務を負い、これに違反したときは裁量的罰金を課する。この罰金は捕虜の買戻金にあてることができる。

**第5条** [094] 寄港地に居留する職人、および、水夫は、在留国民集會に参加することができない。

**第6条** [095] 在留国民集會の決議は出席者により署名され、領事の命令に基づいて執行される。

---

\* 在留国民代表 (Deputez de la Nation) は、在留国民集會 (本章第4条参照) によって1年の任期で2名が選出される (Valin, tome 1, p. 229.)。

**第7条** [096] 在留国民代表衆は、その任期の終了後、新たに選出された在留国民代表衆および古参商人衆の立ち会いの下で、在任中の金銭および共同事業の管理について領事に報告しなければならない。

**第8条** [097] 領事は、〔マルセイユ市〕参審員に伝達し、また、必要があれば市参審員と商務代表による討議に付すために、在留国民集会においてなされた決議および在留国民代表衆の報告書の謄本を、海事裁判所代行官およびマルセイユ市商務代表に対して、3月ごとに送付しなければならない。

**第9条** [098] 領事はその領事館の重要な事項に関する良好かつ正確な覚書をとどめ、毎年これを海軍を所管する國務尚書に送付しなければならない。

**第10条** [099] 領事は、その理由と必要性を示す一致した決議によるのでなければ、在留国民団の名において、トルコ人、ムーア人、ユダヤ人またはその他から、いかなる名目においても、たとえ在留国民への義務的支出に充てる理由であっても、何ら借入れをしてはならない。これに違反したときは、〔この借入金を〕自己の名において支払う制裁に服する。

**第11条** [100] さらに、領事には、割り当てられた以上の税を徴収すること、および、その任地にある港または投錨地において船積みも荷揚げも行わずに碇泊する船舶の船長に何らかの税を要求することを、公金横領の罰をもって禁止する。

**第12条** [101] 民事訴訟および刑事訴訟の裁判管轄権限について、領事は、慣習およびその任地の主権者と締結した外国人特権付与条約に従う。

**第13条** [102] 領事の判決は、民事事件については保証人を立てて仮にこれを執行することができ、刑事事件については、施体刑を科す必要がある場合でなければ、確定的にかつ控訴を認めずに、これを執行する。すべての控訴は、在留国民代表衆および主要な4人の在留国民とともになされなければならない。

**第14条** [103] また、施体刑を科す必要がある場合には、領事は訴訟の予審を行い、王国に帰還する王国臣民の最初の船舶で、当該船舶が最初に荷揚げを行う港の海事裁判所官職者による裁判を受けさせるために、当該訴訟を被告人とともに

に移送する。

**第15条** [104] 領事はまた、審尋を行った後、在留国民代表衆の意見を徴して、生活および素行が不良なフランス人を領事館のある地から退去させることができる。すべての船長には、領事の命令に基づきこの者を乗船させることを命じる。これに違反したときは、500リーヴルの罰金を課する。この罰金は捕虜の買戻金に充てることができる。

**第16条** [105] 領事は、領事館書記課の業務、領事の判決の執行および裁判に関するその他の行為を、みずからその能力を判定したしかるべき者に委ねる。領事は、これらの者に宣誓させ、また、なお〔領事が〕民事上の責任を負う。

**第17条** [106] 領事館書記課の証書および文書の税額は、在留国民代表衆および最古参の商人衆の意見を徴して領事が決定し、その一覧表を書記課の最も見やすい場所に掲示する。各領事は、遅滞なくその写し\*を海事裁判所代行官およびマルセイユ市商務代表に送付しなければならない。

**第18条** [107] エシエル・デュ・ルヴァン、アフリカ海岸およびバルバリ海岸においてなされた領事の判決への控訴はエクス高等法院が管轄し、その他〔の判決への控訴〕は判決をなした領事館に最も近い高等法院が管轄する。

**第19条** [108] エシエル・デュ・ルヴァン、アフリカ海岸およびバルバリ海岸において、個別事項について領事と商人の間で紛議がある場合、当事者はマルセイユ海事裁判所にこれを提訴するものとする。

**第20条** [109] 領事は、その地に相続人がない死亡者の資産、および、海難から救助された財産の目録を作成しなければならない。領事は、〔領事および書記とともに〕目録に署名する2人の主要な商人の立ち会いの下で、当該目録に基づいて領事館書記にこれらを保管させる。

**第21条** [110] ただし、死亡者がその資産を記録するために代訴人を指名していた場合、および、救助された物品の船荷証券を所持する運送取扱人がある場合

---

\* 原語はExtraitであるが、ここでは抄本ではなく謄本ないし写しと解される (Valin, tome 1, p. 244.)。

には、この財産はこれらの者に返還する。

**第22条** [111] 領事は、死亡者の資産および海難から救助された財産の目録の謄本を遅滞なく海事裁判所官職者およびマルセイユ市商務代表に送付する。これらの者には、関係者にこれを通知することを命じる。

**第23条** [112] 領事の駐在する外国で交付されたすべての文書は、これが領事により認証されていなければフランスにおいていかなる証明力も有しない。

**第24条** [113] 領事館内において書記に受理された遺言は、領事および2人の証人の立ち会いと、これらの〔書記を含む〕者の署名をもって、これが厳粛様式にかなったものとみなす。

**第25条** [114] 保険契約、冒険貸借契約およびその他の海事契約は、領事館書記課において、これに署名する2人の証人の立ち会いをもって締結することができる。

**第26条** [115] 書記は、領事および最古参の在留国民代表により番号を付し一葉ごとに略署名された記録簿を保有し、これにすべての決議および領事の文書を記載し、受理した保険証券、債務証書およびその他の契約、海事従事者および旅客から寄託された船荷証券、在留国民代表の計算確認書、遺言書、死亡者が残しまたは海難から救助された財産の目録、ならびに、書記の資格で作成した文書および訴訟書類を記録する。

**第27条** [116] フランス国民団の領事のある港に接岸した船長は、到着時には、船舶許可証を領事に提示し、航海の報告を行わなければならない。出発時には、到着時間および出発時間、ならびに、積荷の状態および種類について領事より確認を取得しなければならない。

## 第10章 船舶許可証および航海報告書

**第1条** [117] いかなる船舶も、発航の地の海事裁判所書記課に登録された提督の船舶許可証なくして海へ向けて出港してはならない。これに違反したときは、船舶を没収する。

**第2条** [118] ただし、本拠港が荷揚げを行う地の海事裁判所の管轄区域内にあるときは、船長は本拠港への帰港のために船舶許可証を〔再〕取得する必要はない。

**第3条** [119] 船舶許可証には、船長の氏名、船舶の名称、その積量および積荷、ならびに、発航地および目的地を記載する。

**第4条** [120] すべての船長は、帰港の後、24時間〔以内〕に海事裁判所代行人官に対して航海報告を行わなければならない。これに違反したときは、裁量的罰金を課する。

**第5条** [121] 報告を行う船長は、船舶許可証を提示し、その発航の地および時、その船舶の積量および積荷、辿った航路、遭遇した危険、船内で生じた異常事態、ならびに、その航海におけるすべての顕著な事情を報告する。

**第6条** [122] 航海中に船長がいずれかの港への寄港を余儀なくされたときは、その地の海事裁判所代行人官に寄港の理由を届け出て、船舶許可証を提示しなければならない。発航のために新たな船舶許可証を取得する必要はない。

**第7条** [123] 航海報告書の検査は、乗組員の証言により行うことができる。ただし、これは他の証明を害するものではない。

**第8条** [124] 海事裁判所の官職者は、船長に対してその航海報告書の検査を強制することはできない。ただし、検査を受けない航海報告書は船長の免責のための証拠力を有しない。

**第9条** [125] 船長は、切迫した危険がある場合のほか、帰港の後その航海報告を行う前には、いかなる運送品の荷揚げも行ってはならない。これに違反したときは、船長に身体刑を科し、荷揚げをさせた商人からは運送品を没収する。

**第10条** [126] 海事裁判所書記課は、午前8時から11時までの間および午後2時から6時までの間、船舶許可証の登録および航海報告の受理のため、常にこれを開くものとする。

## 第11章 呼出状および猶予期間

**第1条** [127] 航海中の船舶にある船長および海事従事者に対してなされる送達は、その住所に宛ててなされたものと同じ効力を有する。

**第2条** [128] 発航の準備を整えた船舶の船具、食糧、艀装および修繕に関して外国人もしくは旅行商人のある事件、または、その他の緊急事件について、呼出しは、裁判官の許可を要せずに、いかなる猶予もなく行われ、即時に懈怠の判決をすることができる\*。

**第3条** [129] 第一審たる海事裁判所裁判官は、通常事件について週に3日開廷し、緊急訴訟事件および外国人または旅行商人の緊急訴訟事件については、いつにても開廷する。当事者は、弁護士・代訴士の助力を得る義務を負わず、みずから弁論することができる。

## 第12章 時効および訴訟不受理事由

**第1条** [130] 船長は、その期間のいかんにかかわらず、みずからを選任した船舶所有者に対して、船舶の時効〔による取得〕を主張することができない。

**第2条** [131] 運送賃・備船料、ならびに、上級船員\*\*、水夫その他乗組員の給金および賃金は、航海の終了後1年を経過した後は、何ら請求することができない。

**第3条** [132] 船舶の建造、艀装および需品に必要な木材その他の物を供給した者、建造および修繕のために雇用された船大工、填隙職人およびその他の職工は、1年を経過した後は、その物品の代金、労賃および賃金について何ら請求することができない。これは、商人については物品の引渡しの日から、また、職工については雇入れの日から起算する。

**第4条** [133] 船長に対する、その船舶に船積みした運送品の引渡しに関する

---

\* 通常の場合の呼出しについては本王令に規定はなく、1667年の民事（訴訟）王令による。

\*\* 上級船員 (officier) については、第2編 [191] の注を参照。

訴権〔の行使〕は、航海の終了から1年を経過した後はこれを受理しない。

**第5条** [134] 商人が異議を留めずにその運送品を受領した後は、運送品に生じた損害について、船長および保険者に対する商人のいかなる請求も受理しない。船長はみずから異議を留めるのでなければ、運送貨の受領後は、商人に対して海損に関する訴権を行使することができない。

**第6条** [135] これらの異議は、1月内に裁判上の請求がなされないときは、何らの効力も有しない。

**第7条** [136] また、運送品の引渡しの後、船長は、航海日誌に記載したもののほか、不可抗力を主張することができない。

**第8条** [137] 船舶の衝突を理由とするあらゆる請求は、その事故が港内または船長が行為できるその他の場所で生じたときは、損害を受けてから24時間〔以内〕に申し立てなければならない。

**第9条** [138] 飲食店主は、水夫に提供した食糧について、これが船長の指示によるものでなければ、いかなる訴権も有しない。船長の指示による場合、その請求は1年1日以内に提起しなければならない、その後であっては受理されない。

**第10条** [139] 前条までの時効は、借用証書、債務証書、計算確認書または裁判上の催告があるときは完成しない。

### 第13章 判決およびその執行

**第1条** [140] 50リーヴルの金額を超えない海事個別裁判所のすべての判決、および、150リーヴルの金額を超えない、大理石卓裁判所である海事総裁判所のすべての判決は、確定的に、かつ、上訴を許さずに、これを執行する。

**第2条** [141] 船舶許可税その他提督に帰属する諸税に関する終局判決は、収税吏を宣誓保証人として仮に執行することができる。

**第3条** [142] また、海難に際して掠奪または強奪された物の返還に関する判決は、保証人を立ててする上訴にかかわらず、かつ、上訴を妨げずに、これを執

行する。

**第 4 条** [143] 上訴の表明がなされながら6週間内に上訴が提起されない判決は、保証人を立ててする上訴にかかわらず、なおこれを執行することができる。

**第 5 条** [144] 船舶の売買、運送賃・傭船料、船員の雇入契約、保険、冒険貸借、および、商取引または海上漁業に関するその他の契約についてなされた判決は、身体拘束によって執行することができる。

**第 6 条** [145] 〔契約の〕当事者は、すべての海事契約において、身体拘束をもって債務を負担することができる。公証人は、受理した文書にこの〔身体拘束の〕条項を挿入することができる。執行吏は、判決を要せずに、債務承諾の効力によって取監することができる。

**第 7 条** [146] 加えて、1667年の〔民事（訴訟）〕王令がその方式および内容に従って実施される。

## 第14章 船舶の差押え・売却および売得金の分配

**第 1 条** [147] すべての航海船およびその他の船舶は、裁判所により差押えを受け、競売される。すべての先取特権および抵当権は、競売判決によりこれを濫除する。この判決は以下の方式によって行われる。

**第 2 条** [148] 執行吏は、支払催告を行った後、船舶差押えの手続きを行い、差押調書によって、船長の氏名、船舶の名称および積量、あわせて船舶が繫留されている地を明示し、また、艀装品、需品、武器および補給品の目録を作成し、弁済資力のある〔差押船舶〕保管人を選任する。

**第 3 条** [149] 差押調書は、債務者が〔海事裁判所の〕管轄区域内に居住しているときは、売却手続きへの呼出状とともに債務者の住所に宛てて送達される。管轄区域内に居住していないときは、船長に宛てて調書の送達がなされ、呼出状が届けられる。債務者が外国人で、王国外にあるときは、すべて国王代訴官に送達され、国王代訴官は遅滞なく代訴官長にこれを通知しなければならない。

**第 4 条** [150] 〔競売の〕布告および公示は、連続した各 3 日曜日に、船舶が繫

留されている地の聖堂区のミサ後に行い、各布告の翌日に、主橋、埠頭上、教会の主要門および海事裁判所の法廷、ならびに、その他慣行となっている場所に〔競売の〕掲示を行う。

**第5条** [151] 公示および掲示は、差押えを受けた船舶の名称および積量、ならびに、船舶が接岸または沖合碇泊している場所を明らかにし、かつ、競落判決が行われる開廷日を示すものとする。

**第6条** [152] 掲示に示された日に行われる最初の布告のすぐ後に最初の入札受付を行う。裁判官は、指定された8日ごとの各布告の後に、入札の受付を継続する。

**第7条** [153] 第3の布告の後、裁判官により、最高値競買人に対して競落判決がなされ、その他の手続き\*を要しないものとする。

**第8条** [154] ただし、裁判官は1度または2度の〔競売〕延期を許可することができ、これは前述のように公示され、掲示される。

**第9条** [155] 積量10トン以下の小船、舟艇、その他の船舶は、埠頭において連続した3就業日になされる3回の公示のみで競落判決をすることができる。ただし、差押えと売却の間には満8日をおかななければならない。

**第10条** [156] 競落人は、その競落判決から24時間以内に代金を支払うか、名士の市民または裁判所書記課にこれを預託しなければならず、この場合費用を要しないものとする。この期間が経過すると、競落人は身体拘束による強制を受け、船舶は新たに聖堂区のミサ後に公示され、3日後にその愚かなる入札ゆえの売却\*\*がなされる。

**第11条** [157] 〔船舶共有者等の〕分離の異議申立ては、競落判決の前に書記課になさなければならない。それ以降であれば、この申立ては売得金のための異議申立てに転換される。

---

\* たとえば、不動産競売の手続きでは布告確認判決 (certification de la criée) などを要したが、本条はその他の手続きを要しないものとして船舶競売の簡略手続きを定めている。

\*\* 「愚かなる入札ゆえの売却」の後、再度の競売が行われ、競落価額が愚かなる入札の価額より低いときは、この旧競落人が差額を負担しなければならない。

**第12条** [158] 分離の異議申立人は、申立てがなされた後3日以内に、その異議申立事由を提出しなければならない。これに対応できるよう同じ〔3日〕期間をおき、次いで、訴訟は単なる書面に基づいて公判廷において審理される。

**第13条** [159] 船舶の指揮権は、差押えを受け、競売に付されることはなく、この理由により、分離の異議または物権負担の異議申立ては受理しない。競落人は船舶の指揮権を処分〔(船長の留任・解任)〕することができる。ただし、船長は、自己に支払われるべき何かがあれば、雇主〔たる船舶所有者〕に対してその賠償を求める訴えを提起することができる。

**第14条** [160] 売得金のための異議申立ては、競売の後3日〔の経過〕により、これを受理しない。

**第15条** [161] 異議を申し立てた債権者は、催告を受けた後3日〔以内に〕、裁判所書記課に異議申立事由を提示し、債権証書を提出しなければならない。これに対応できるよう3日をおいて、競売代価の分配手続きが行われる。

**第16条** [162] 最後の航海に雇い入れられた水夫の賃金は、すべての債権者に優先して支払われる。これらの者の後に、航海中の船舶の必需品のために借り入れた金銭に関する異議申立人、次いで、発航前の修繕、食糧および艀装のために貸付をなした者〔が支払いを受ける〕。第4順位として、荷主たる商人〔が支払いを受ける〕。同順位の先取特権を有する債権者相互間では、すべて競合するものとする。私署証書の債権者および先取特権のないその他の債権者については、競落判決のなされた地の条例および慣習に従って支払いがなされる。

**第17条** [163] 〔競売により〕売却された船舶が、なお航海をまったく行っていない場合、売主、船大工、填隙職人、その他船舶の建造のために雇われた職工、および、船舶のために供給された木材、索具、その他の物品の債権者は、すべての者に優先し、かつ、その者たちの相互間では競合して、支払いを受ける。

**第18条** [164] その一部が差押えを受けた船舶の〔共有者等の〕利害関係人は、船舶が発航の準備を整えているときは、差押えを受けた部分についてなされた評価に見合うまでの保証人を立てることにより、航海を行うことができる。

第19条 [165] また、利害関係人は、差押えを受けた〔船舶の〕部分に保険を付すことができ、帰還利潤から優先して償還を受ける保険料について冒険貸借契約を締結することができる。

## 第 2 編 海の人と船舶

### 第 1 章 船 長\*

第 1 条 [166] 今後は、何人も 5 年間の航海経験を有し、海事裁判所の官職者およびその地にあれば航海学教授の立ち会いの下で、航海に関して公に試験を受け、2 人の古参船長\*\* によって能力を確認されるのでなければ、船長として認められない。

第 2 条 [167] 前述の方法により〔船長として〕認められたのでなければ、すべての海事従事者はいかなる船舶にも船長の資格で乗船してはならず、また、船舶所有者は、自己の船舶に船長として選任してはならない。これに違反したときは、違反者の各々につき 300 リーブルの罰金を課する。

第 3 条 [168] ただし、本王令の公布の時に船長である者は、何ら試験を受ける義務を負わない。

第 4 条 [169] 水先人として認められ、この資格で 2 年間の航海経験を有する者は、何も試験を受けることなく、かつ、海事裁判所のいかなる文書も取得することなく船長として選任されることができる。

---

\* 海事王令では船長の用語が統一されておらず、ここでは、Capitaine, Maistre ou Patron を列挙している (1807年商法典211条も同じ)。また、各条文でも不統一に出現しているが、いずれも「船長」の一語で訳した。

\*\* 原語の anciens Maistres は元船長とも解されるが、現役船長を排除するものか、また、船長資格との関係で元船長の意味が判然としないので、本文のように訳した。

**第 5 条** [170] 船舶の乗組員を組織し、水先人、水夫長\*、水夫および僚員を選び、雇い入れる権限は船長に属する。ただし、船長が船舶所有者の住所地にあるときは、船舶所有者と協力してこれを行わなければならない。

**第 6 条** [171] 収容された貧民〔救貧院〕がある地においては、乗組員を組織する船長は、自己の船舶で見習水夫をさせるために必要な少年をここで採用しなければならない。

**第 7 条** [172] 他の船長に雇い入れられていた水夫を引き抜いた船長には100リブルの罰金を課し、その半分を提督に、残り半分を最初の船長に配分する。最初の船長は、希望すれば当該水夫を再度雇い入れることができる。

**第 8 条** [173] 船長は、発航の前に、船舶について底荷と運送品が適切に積まれていること、錨、船具および航海のために必要なすべての物が備えられていることを検査する。

**第 9 条** [174] 〔船長は、〕自己の船舶に船積みしたすべての運送品について責任を負い、船荷証券に基づいて運送品の報告をしなければならない。

**第10条** [175] 〔船長は、〕船舶の主要な利害関係人の1人によって番号を付し一葉ごとに略署名された記録簿または日誌を備えなければならない。これに船長に選任された日、乗組員たる上級船員および水夫の氏名、その雇入れ金額と条件、彼らへの支払い、船舶に関する収支、ならびに、総じて何らかの報告をなすべき理由となり、または、請求をなすべき理由となるものなど、その職務上の行為に関するすべてを記載する。

**第11条** [176] ただし、船舶に、船長の同意により前条に定めるすべての内容を整える任を負う船舶書記があるときは、船長はこの義務を免れる。

**第12条** [177] 船長は、商人の指示または同意なくして、いかなる運送品もその船舶の甲板の上に積み込んで서는ならない。これに違反したときは、生じた全損害を自己の名において負担する。

---

\* 水夫長については、本編第 5 章表題の注を参照。

**第13条** [178] 船長は、港または河川から出るときは、みずから船内にいなければならない。これに違反したときは、裁量的罰金を課する。

**第14条** [179] 発航のために船上にある船長、水先人および水夫を民事債務を理由として逮捕することは、これが航海のための契約に基づく債務に関するものでない限り、禁止する。

**第15条** [180] 船長は、発航の前に、水先人、水夫長および他の主要乗組員の意見を聴取する。

**第16条** [181] 船長は、発航の前に、海事裁判所書記課に対して、出発地、ならびに、乗組員、旅客および島への志願兵の氏名、通称および住所を提出し、帰還時には、連れ帰った者、および、他の者を残してきた地を届け出なければならない。

**第17条** [182] 船舶所有者の住所地においては、船長は、船舶所有者の同意なく、船舶を修繕させ、帆具、索具その他船舶のための物品を買入れ、船体を担保として金銭の借り入れを行ってはならない。これに違反したときは、自己の名においてその支払いを負担する。

**第18条** [183] ただし、船舶が船舶所有者の同意をもって傭船に出されており、かつ、船舶所有者のいずれかが船舶を出すのに必要な費用の分担を拒んだときは、船長は、その分担金の提供について書面による催告を行った24時間後に、当該拒絶者の計算において、その持分の上に冒険貸借による借入れをなすことができる。

**第19条** [184] [船長は、]また、その航海中に、船体を担保として船舶を修繕し、食糧その他船舶の必需品の〔購入の〕ために金銭を借り入れ、船具を買入れし、または、残存物の売却に基づいた価格で支払うことを条件に、積荷たる運送品を売却することができる。すべて、借入れおよび売却の必要性およびその用途を日誌上に証明する水夫長および水先人の意見を聴取して〔行わなければならない〕。いかなる場合でも、船舶所有者の特別な授権によらなければ船舶を売却することはできない。

**第20条** [185] 必要がないにもかかわらず、船舶の船体、食糧または艀装品を担保に金銭の借入れを行い、運送品を売却し、船具を質入れし、または、その覚書に架空の海損または費用を記入した船長は、自己の名において支払いをなす義務を負い、船舶指揮権の欠格宣告を受け、かつ、通常居住する港から追放される。

**第21条** [186] ある航海のために雇い入れられた船長は、航海を成就させる義務を負う。これに違反したときは、船舶所有者および商人に対して、必要があれば特別に生じた損害も含めて、損害賠償責任を負う。

**第22条** [187] [船長は、] 水先人および水夫長の意見を徴して、暴れた船員、酩酊しまたは服従しない船員、同僚を虐待した船員、および、その航海中に他の類似の懈怠または罪を犯した船員を、懲罰水槽に入れ\*、鉄鎖で拘束し、その他類似の方法で罰することができる。

**第23条** [188] 殺人、謀殺、冒瀆またはその他海上でなされた重大犯罪の容疑者については、船長、水夫長および〔6時間ごとの〕当直四船員は、連帯して100リーヴルの罰金を支払う懈怠の制裁をもって、相互に連絡し、その者を捕らえ、訴訟の予審として緊急かつ必要な手続きを行わなければならない。また、王国内において船舶の船積みまたは荷揚げをする地の海事裁判所官職者の手中に、当該訴訟を容疑者とともに引き渡さなければならない。

**第24条** [189] 船長には、必要がないにもかかわらず外国の港に入ることを、見せしめ刑の罰をもって禁止する。荒天により強いられ、または、海賊に追われて〔外国の港に〕入港したときは、最も早い適切な時期にそこから出航しなければならない。

**第25条** [190] 遠洋航海を行う船舶のすべての船長には、毎日正午に、また必要に応じてその都度、水先人、水夫長、および、船長が航海に精通していると判断するその他の者と集会し、これらの者と、観測した〔太陽または極の〕高度、現在および本来の航路、ならびにその判断について協議することを命じる。

---

\* 水夫または下級の船員を、懲罰として懈怠の性質に応じた回数だけ水に沈めることを donner la cale と呼んでいた (L'auteur anonyme, p. 138.)。

**第26条** [191] 船長は、いかなる危険を理由とするのであっても、主要な上級船員\* および水夫の意見を聴くことなく航海中の船舶を放棄してはならない。この〔危険による船舶放棄〕場合、船長は、自己とともに金銭を、そして可能であれば積荷のうちで最も貴重な運送品を救い出さなければならない。これに違反したときは、自己の名で賠償責任を負うものとし、また身体刑を科する。

**第27条** [192] こうして船舶から救助された財産が何らかの不可抗力により滅失したときは、船長は免責される。

**第28条** [193] 共同の利益のために航海する船長は、個人の計算において、いかなる単独の取引も行ってはならない。これに違反したときは、その運送品を没収し、これを他の利害関係人〔(船舶共有者)〕の利益とする。

**第29条** [194] 船長は、船積みの資金として必要な金額よりも多くの金銭を、その航海のために借り入れてはならない。これに違反したときは、船舶指揮権を剥奪し、利益の配当を剥奪する。

**第30条** [195] 〔船長は、〕発航の前に、積荷たる運送品の状態および価格、船長によって借り入れられた金額、貸主の氏名および住所を含む報告書に署名して、これを船舶所有者に提出する義務を、〔前条と〕同じ制裁をもって負担する。

**第31条** [196] 船舶の食糧が航海中に不足したときは、船長は、個人として食料品をもつ者に対して、その代金を支払って、これを共同のものとするよう強制することができる。

**第32条** [197] すべての船長には、その船舶の食糧を転売し、これを横領または隠匿することを禁じる。これに違反したときは、身体刑を科する。

**第33条** [198] ただし、大海中で食糧に切迫した必要のある〔他の〕船舶に対して、船内にある上級船員の意見と決定によりこれを売却することは、自己の航海に必要な食糧が十分に残されていること、および、これを船舶所有者に支払うことを条件として、行うことができる。

---

\* 上級船員 (officiers; officiers du Bord) とは、軍艦の場合は提督以下の将官、佐官、尉官および士官候補生 (Garde-Marine) まで、商船の場合は船長、水先人、水夫長および積荷管理人または筆頭商人 (荷主) をいう (L'auteur anonyme, p. 147.)。

**第34条** [199] 航海からの帰還に際して、食糧および補給品の残余は、船長が船舶所有者に返還するものとする。

**第35条** [200] 船長が不正な航路をとり、盗みを働き、船内での盗みを黙認し、または、詐欺的に運送品もしくは船舶の劣化もしくは没収の結果を引き起こしたときは、身体刑をもって罰する。

**第36条** [201] 船長が、その船舶を敵に引き渡し、または、故意に遭難させもしくは沈没させたことが立証されたときは、極刑をもって罰する。

## 第 2 章 船舶付司祭

**第 1 条** [202] 遠洋航海を行う船舶には、船舶付司祭を務めるために、教区司教または（その者が修道者であるときは）その修道会上長者の承認を受けた 1 人の司祭をおく。

**第 2 条** [203] 船舶付司祭は、カトリック教徒の船舶所有者の同意を得て、船長により選任される。改革派を称する教徒の船舶所有者は、船舶付司祭の選定に意見を述べることはできない。

**第 3 条** [204] 船舶付司祭は、少なくとも祝日および日曜日ごとにミサを執り行い、船内の人々に秘跡を授け、毎日朝夕にすべての者が正当な支障のない限り参加義務を負う祈禱を行う。

**第 4 条** [205] その宗教のいかんを問わず船内にあるすべての船舶所有者、商人、旅客、海事従事者およびその他の者に、生命罰の制裁をもって、カトリック教の礼拝を妨害することを禁じる。これらの者には、船舶付司祭に対して尊敬と敬畏の念を表することを命じ、これに違反したときは見せしめ刑を科する。

## 第 3 章 船舶書記

**第 1 条** [206] 船舶書記は、海事裁判所代行官または船舶所有者の主要な 2 人が番号を付し一葉ごとに略署名した記録簿または日誌を備えなければならない。

**第2条** [207] 船舶書記は、その記録簿に、船舶の船具、武器、補給品および食糧、船積みしまたは荷揚げした運送品、旅客の氏名、これらの者から受け取るべき運送賃、乗組員の名簿、その給金と賃金、航海中に死亡した者の氏名、死亡の日、可能であれば病気の種類および死因、出航後に船舶のために購入した物品、ならびに、総じて航海の支出に関するすべての事項を記載する。

**第3条** [208] 船舶書記は、同じく、船内でなされたすべての決議、意見を述べた者の氏名を記載し、その者が署名できればこれをさせ、できないときは船舶書記が差支えの旨を記載する。

**第4条** [209] [船舶書記は、] 食料品の分配および保存を管理し、航海中に購入した食料品についてその記録簿に記載する。分配係にこれを交付し、8日ごとにその報告をさせる。

**第5条** [210] 船舶書記には、航海中に死亡する者の遺言を受領し、これらの者が船内に残した財産の目録を作成し、および、船内で刑事訴訟手続の書記の職務を行う権限を与える。

**第6条** [211] 船舶書記の記録簿は裁判において証明力を有する。船舶書記には、生命罰の制裁をもって、これに事実と異なる事柄を記載することを禁じる。

**第7条** [212] 船舶書記がその親族のために署名した船荷証券は、外国においては領事により、またフランスにおいては主要な船舶所有者の1人により略署名される。さもなければ、これを無効とする。

**第8条** [213] 船舶書記は、計画された航海が成就した後でなければ船舶を離れてはならない。これに違反したときは、その給金を失わせ、裁量的罰金を課する。

**第9条** [214] 航海が終了した後24時間〔以内に〕、船舶書記は、航海中に作成した目録、尋問調書\* および遺言の正本を海事裁判所書記課に提出しなければならない。そのために、身体拘束による強制を受けることがある。

---

\* 原語は Informations であり、その意味は明確でないが、本章第5条との関連から本文のように訳した。なお、この語と刑事(訴訟)王令について [042] の注を参照。

## 第 4 章 〔遠洋〕水先人\*

第 1 条 [215] 何人も、数回の航海経験を有し、海事裁判所官職者の立ち会いの下で航海に関して試験を受け、航海学教授、2 人の古参水先人\*\* および 2 人の船長によって能力と経験を確認されるのでなければ、水先人として認められ、その職務に従事することができない。

第 2 条 [216] 水先人の認定を受けようと欲する者は、その航海を証明するために、試験に際して航海日誌を提示しなければならない。

第 3 条 [217] 水先人は航路を指揮し、地図、海図、天体観測機器ならびにその技術に必要なすべての書籍および器具をみずから調達する。

第 4 条 [218] 遠洋航海においては、水先人は 2 つの日誌を保持する。第 1〔の日誌〕には、航路および風の変化、変化の日時、その都度航行したと評価される海里数、緯度および経度の換算値、羅針儀の変化、ならびに、水深および確認した陸地を記録する。他〔の日誌〕には、航路、換算した緯度および経度、観測した〔太陽または極の〕高度、ならびに、その航海中に発見した顕著な事実を、24 時間ごとに清書する。

第 5 条 [219] 水先人には、遠洋航海からの帰還時に、その日誌の謄本を海事裁判所書記課に提出し、書記の確認証を取得することを命じる。これに違反したときは、50 リーヴルの罰金を課する。確認証の交付は無償とする。

第 6 条 [220] 船舶書記がない場合、水先人は、船長の求めにより、積荷目録によって運送品を船内に受け取り、また、船内で死亡した者の財産目録を作成しなければならない。この目録は船長および 2 人の主要な乗組員により署名される。

---

\* 本章の水先人 (pilote) は、特に遠洋航海において航路を指揮するため、上級船員として常時船舶に乗り組む者をいう。一定の港湾等で船舶を嚮導する水先人については、港湾水先人 (Pilotes lamineurs ou Locmans) の表題の下で第 4 編 3 章にまとめた規定が置かれている。

\*\* 古参との訳については、古参船長に関する [166] の注を参照。

第7条 [221] 無知または過誤により船舶を沈没させた水先人には、当事者の損害賠償〔請求〕を妨げることなく100リーヴルの罰金を課し、水先人の職務を永久に剥奪する。これを故意に行った場合は、死刑を科する。

第8条 [222] 船舶の船長には、危険な場所を通航するよう水先人に強要し、その意に反した航路をとるよう強要することを禁じる。意見の対立があるときは、主要な乗組員の意見によって解決するものとする。

## 第5章 水夫長\*

第1条 [223] 水夫長は、船舶の船具を装備させる\*\* ことを任務とし、発航の前に、索具、滑車、帆具および航海に必要なすべての器具が十分に備えられていることを確認する。

第2条 [224] 発航に際しては、水夫長は錨の引き上げを確認し、航海中は、上檣および下檣のすべての索具を毎日点検する。何らかの欠陥を認めたときはその所見を船長に伝達する。

第3条 [225] 水夫長は、昼夜いずれも船長の命令を実行し、また、実行させる。

第4条 [226] 港に到着した際は、水夫長は錨鎖および錨を準備させ、船舶を接岸させ、帆を畳み、帆桁を整える。

第5条 [227] 船長が疾病または不在の場合、水夫長は船長に代わって指揮を執る。

---

\* 水夫長 (Contre-maistre ou Nocher) は、船首から前檣までの指揮を担当し (L'auteur anonyme, p. 163.)、船長の不在時にはこれに代わる上級船員である (本章第5条)。かつて海技に通じない船舶共有者の代表が船長 (管理船主、船舶管理人 = *senyor de la nau*) であった時代において、Nocher (= *noxtier*、水夫長) は海技に関する長を意味した (コンソラート・デル・マーレを参照)。これが船主代表に代わって船長を務めるようになってから、船長に準じる者としてこの水夫長の名称が残されていた。

\*\* 原文は、*faire agreer le Vaisseau* であり、*agreer* (= *agréer*) とは索具などの船具 (*agrez*) を装備することをいう。

## 第 6 章 外科医師

第 1 条 [228] 遠洋航海を行う、漁船を含む各船舶には、航海の種類および人員数に応じて、1 人または 2 人の外科医師をおく。

第 2 条 [229] 何人にも、その証明書を交付する 2 人の外科医師長によって試験を受け、能力を確認されるのでなければ、船内において外科医師の資格で〔医務に〕従事することを認めない。

第 3 条 [230] 船舶所有者は、医薬品類\* および航海中の患者の療養手当に必要な物品を備えた外科医師の薬品箱を提供しなければならない。外科医師は、〔みずから〕その職業の器具〔を用意しなければならない〕。

第 4 条 [231] 薬品箱は、その地の最古参の外科医師長および最古参の薬剤師により検査を受ける。ただし、この薬剤師が当該医薬品を供給した者であってはならない。

第 5 条 [232] 外科医師は、発航の少なくとも 3 日前までに、その薬品箱の検査を受けなければならない。外科医師長および薬剤師は、その要請を受けてから 24 時間後までに検査を行わなければならない。これに違反したときは、30 リーヴルの罰金および遅滞の賠償金の支払いを課する。

第 6 条 [233] 船長には、外科医師の能力と薬品箱に関する適式な証明書の謄本を得ることなく、その船舶において従事するために外科医師を受け入れることを、50 リーヴルの罰金の制裁をもって禁じる。

第 7 条 [234] 船舶の外科医師には、何らかの伝染病を発見した場合、状況の必要性に応じた配慮をすることができるように、これを迅速に船長に連絡することを命じる。

第 8 条 [235] 外科医師は、船舶業務にあつて罹患しまたは負傷した海事従事

---

\* 原文は、drogues, onguens, medicamens を列挙している。しかし、次条においてこれらが drogues の一語で表わされており、ここでも特に訳し分けずに医薬品類とした。

者および兵士に〔金銭など〕何も要求してはならず、かつ、これらの者から何も受領してはならない。これに違反したときは、その返還を命じ、裁量的罰金を課する。

**第9条** [236] 計画された航海が成就するまで、外科医師はその従事する船舶を離れてはならない。これに違反したときは、給金を剥奪し、100リーヴルの罰金および船長に対する同額の賠償金の支払いを課する。

## 第7章 水 夫

**第1条** [237] 水夫は、食料品を積み込み、船舶を艀装し、出航するために、指定された日および場所に出頭しなければならない。

**第2条** [238] ある航海のために雇い入れられた水夫は、航海が成就し、船舶が埠頭に接岸し、すべての荷揚げが完了するまで、書面による許可を得ることなく〔船舶を〕離れてはならない。

**第3条** [239] 水夫が航海の開始前に書面による許可を得ないで船長を離れたときは、その発見の地で逮捕され、すでに受領したものを返還し、および、賃金または補償を受けることなく、義務を負っていた期間について〔船内労働に〕従事することを、身体拘束をもって強制される。水夫が航海開始後に離れたときは、身体刑によりこれを罰する。

**第4条** [240] ただし、目的地の港に船舶が到着し、荷揚げが完了した後に、船長が帰還をするのではなく、他の地に向かうために船舶を備船に出したまたは〔運送品の〕船積みをしたときは、船員は、その雇入契約に別の定めがない限り、希望により〔船舶を〕離れることができる。

**第5条** [241] 船舶の船積みが完了した後は、水夫は船長の許可なく船舶を離れてはならない。これに違反したときは、100ソル\*の罰金を課し、再度であれば身体刑も科する。

**第6条** [242] すべての海事従事者および水夫には、船長または食料品の配布

---

\* 罰金の表記単位について [038] の注を参照。なお、100ソルは5リーヴル。

のために使用される分配係の許可を得ることなく、パンおよびその他の食糧を取ることを禁じる。これに違反したときは、その1月分の賃金を失うものとし、必要があれば、さらに重い罰を科する。

**第7条** [243] 水夫もしくはその他の者が、飲料を流出させ、パンを失わせ、船舶を浸水させ、または、暴動を煽動し、その結果として航海が破綻したとき、あるいは船長を打ち、武器を手にしたときは、死刑を科する。

**第8条** [244] 見張り中または〔6時間〕当直中に眠った水夫は、15日間これを鉄鎖に繋ぐ。眠っている水夫を発見しながら船長への報告を怠った乗組員には、100ソルの罰金を課する。

**第9条** [245] 交戦時に、船長を遺棄し、または、船舶の防御を放棄した海事従事者には、身体刑を科する。

**第10条** [246] 何人に対しても、王国および王国の支配する領地または国において、外国〔船舶〕の乗組員として水夫を集めることを禁じる。王国臣民には、国王の許可を得ずにこれに従事することを禁じる。これに違反したときは、見せしめ刑を科する。

## 第8章 船舶所有者

**第1条** [247] 王国臣民は、その資格および身分にかかわらず、船舶を建造させ、または、これを購入し、自身のためにこれを艦装し、他の者に対してこれを備船に出し、みずからまたは他者を介して海上商取引を行うことができる。貴族は、小売販売をするのでなければ、これを理由として貴族身分を失うべき〔卑しい〕行為を行うものとはみなされない。

**第2条** [248] 船舶所有者は船長の行為について責任を負う。ただし、その船舶および運送賃・備船料を委付することにより免責される。

**第3条** [249] ただし、軍装船舶の所有者は、その船舶上の兵士または乗組員により海上で行われた犯罪および掠奪については、そのために船舶所有者が保証人を立てた金額\* までしか責任を負わない。船舶所有者が共犯者または加担者であるときは、この限りでない。

第4条 [250] すべての船舶所有者は、船舶について船長が有している持分を、〔専門〕知識のある者の評価により返還して、船長を解任することができる。

第5条 [251] 船舶所有者の共同の利益に関するすべての事項は、最多数の意思に従うものとし、当該船舶に最大の持分を有する利害関係人衆の意思を最多数とみなす。

第6条 [252] 何人も、ある航海の計画について意見が等しく分かれた場合のほか、共有船舶の換価処分をその共有組合員に強制することはできない。

## 第9章 船大工および填隙職人

第1条 [253] 船大工、船舶の填隙職人および穿孔職人の職業は、今後、これと異なるすべての規則または条例にかかわらず、同一人によって行うことができる。

第2条 [254] 各港において、船大工、填隙職人および穿孔職人の職業に従事する者は、2人の親方代表を選出するために、毎年集会する。

第3条 [255] 親方代表は、いつでも製作物の検査を行い、船舶の建造、修繕および填隙〔作業〕について認知した欺瞞、不手際を〔海事〕裁判所に報告する。

第4条 [256] 2人またはそれ以上の見習工をもつ者は、収容された子供のいる地においては、そのうち1人を救貧院から受け入れなければならない。救貧院長は、その子供に必要な道具、食料および衣服を提供する。

第5条 [257] 救貧院から受け入れられた見習工は、2年間の見習期間の後、1年間をその親方の下で、食料以外の給金なしに職人の資格で仕えなければならない。

第6条 [258] 見習工は、見習いに入るために裁判所で宣誓する義務を負わず、

何らの金銭を支払う義務を負わず、また〔親方を招く〕饗宴を行う義務も負わない。見習工にこれらを要求することを禁じる。これに違反したときは、裁量的罰金および 4 倍額返還の制裁を科する。

**第 7 条** [259] 船舶の修繕を行おうとする者は、他の地の職人を使用することができ、希望すれば、その地の親方代表による製作物の検査を受けさせることができる。

## 第 10 章 航海船およびその他の海の船舶

**第 1 条** [260] 航海船およびその他の海の船舶はこれらを動産とみなす。〔船舶は、〕血族取戻権の対象とはならず、いかなる領主権の対象ともならない。

**第 2 条** [261] ただし、すべての船舶は、新たな取得者の名とその危険において航海が行われるまでは、競売によって売却された場合を除き、売主の債務の引き当てとなる。

**第 3 条** [262] 航海中の船舶の売却が、〔公正証書による場合も、〕\* あるいは私署証書によってなされた場合も、売主の債権者を害することはない。

**第 4 条** [263] すべての船舶は、その建造後ただちに、船大工職の親方代表によって積量測定を受ける。親方代表は、船舶の積量について証明書を交付し、これは海事裁判所書記課に登録される。

**第 5 条** [264] 船舶の積量を知り、その容積を決定するために、積荷の場所である船倉の深さを海事トンとしての 42 立方ピエの割合で計測する。

**第 6 条** [265] すべての海事裁判所の官職者は、毎年 12 月に、その管轄区域内のすべての船舶について、その積量、船齢、船種および製造所、ならびに、船舶所有者の氏名を含む報告書を作成し、これを海軍を所管する国務尚書に送付しなければならない。これに違反したときは、停職の制裁を課する。

---

\* 本条の文言の問題点につき、Valin の指摘を参照 (Tome 1, pp. 572 et s.)。